

令和 6 年 6 月 12 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 昭河区政部 担当 福留 (735-3810) スポーツ市民局地域振興部政課 担当 後藤 (972-3111)

市政記者クラブ 様

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	昭河区において、身元明確なるも引取者のない遺体事務に係るご遺体 2 体について、うち 1 体については令和 3 年 4 月 23 日から、もう 1 体については同年 5 月 30 日から、いずれも事案が発覚する令和 5 年 12 月 25 日までの間、該当職員がこれらのご遺体を管理台帳に記載せず、長期間にわたって事務処理を怠ったことにより、火葬されずに葬儀会社の保冷施設に安置されたままとなっていたもの。	
被処分者の所属・補職・処分内容	昭河区主事 男性・40 代 減給 10 分の 1 6 月	
管理監督責任	東区部長 [令和 3 年度当時：昭河区課長] 昭河区課長 [令和 4 年度及び令和 5 年度当時：昭河区課長] 港区課長補佐 [令和 3 年度当時：昭河区係長] 財政局課長 [令和 4 年度及び令和 5 年度当時：昭河区係長]	所属長文書訓戒 所属長文書訓戒 所属長文書訓戒 所属長文書訓戒
処分年月日	令和 6 年 6 月 12 日 (水)	